答 弁 第 五 号昭和五十三年十二月一日受領

(質問の

五

内閣衆質八五第五号

昭和五十三年十二月一日

内閣総理大臣 福 田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂殿

衆議院 議員木原実君提出石油パイプライン事業法に基づく諸規則の運用 \mathcal{O} 実態に . 関 する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

__

衆 議 院 議 員 木 原 実君提出石 油パイプライン事業法に基づく諸 規 則 \mathcal{O} 運用 の実態 に関

する質問に対する答弁書

一について

1 カゝ 5 3 ま で 石油パイプライン事業の事 業用施設の技術上の基準を定める省令(以下 「技術基

準 · 省 令」 という。)第二条第一 項第一 号、 第四号及び第八号の 規定は、 事 業用 施設に 0 (\ て 0)

保安 を含 む公共の 安 全 を確 保 す Ź た め に 設 け 6 れ 7 **,** \ る ₽ 0) で ある。

4 技 術 基 準 省 令 第二 条 第 項 第 兀 号又 は 第 八号に 該 当 Ĺ 同 条 第二 項 0 規 定により 事 業用 施

設 を 設 置 す る 場 所 は三か 所 あ り、 延 長 距 離 は 約三キ 口 メ } ル で あ る。

二について

1 及び 2 新東京国際空港公団(以下「公団」という。)は、 昭和五十三年九月十三日、 石油パイ

 \mathcal{O} プライン 設 置 \mathcal{O} 事 場 業 所 法 \mathcal{O} 以 変 更 下 等 に 法 0 き とい 許 う。 可 \mathcal{O} 申 第 請 八 を 条 行 第 1 項 同 \mathcal{O} 年 規 九 定 月 に ょ り、 + 八 千 日 葉 市 当 内 該 に 許 お 可 け を る 受 送 け 油 7 導 1 管

る。

 \mathcal{O} Ш 送 埋 許 立 油 可 導 地 に 管 係 0) 印 る う 旛 計 ち、 放 画 に 水 黒 路 ょ れ 砂 ば、 京 水 路 葉 千 左 道 葉 岸 路 部 市 及 内 か び 東 に 5 検 関 お け 見 東 る 自 Ш 送 陸 動 油 橋 車 に 導 道 とさ 至 管 る \mathcal{O} 約 経 れ 7 路 五. キ は、 お り、 口 中 メ] 央 埋 1 れ <u>\\</u> 12 ル 地、 伴 \mathcal{O} 部 1 稲 分 埋 は 毛 設 事 済 検 業 4 見

 \mathcal{O} 用 に 供 さ れ ること が な < な 0 た t \mathcal{O} で あ る。

3

御

質

問

 \mathcal{O}

未

取

得

 \mathcal{O}

用

地

は

約

五.

^

ク

タ

1

ル

で

あ

る

لح

聞

1

7

1

る。

4 (1) 及 び 2 御 指 摘 \mathcal{O} 用 地 12 係 る 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 \mathcal{O} 数 は、 富 里 村 カン 所、 酒 Þ 井 町 か 所

佐 倉 市 兀 か 所 兀 街 道 町 か 所、 千 葉 市 か 所 計 十 --- カ 所 で あ り、 そ \mathcal{O} 種 類 は 繩 文 式 土 器

散 布 地 土 師 器 散 布 地 土 塁 及 び 溝 状 遺 構 で あ る 。 と 聞 1 7 1 る。

- 3 す る 御 道 指 路、 摘 0) 申 河 請 Ш 等 書 \mathcal{O} \mathcal{O} 添 利 付 用 \mathcal{O} 書 現 類 に 況 及 お び V 経 て 路 は کے な 土 地 る 地 \mathcal{O} 区 利 \mathcal{O} 用 都 \mathcal{O} 状 市 況 計 に 画 つ **\ 公 て、 共 施 事 設 業 人 用 施 \square 密 設 を 度 等 設 置 \mathcal{O}
- 4 か 現 5 況 6 が 記 ま で 載 さ 御 れ 指 て 摘 1 \mathcal{O} る。 用 地 に 係 る埋蔵文化財包蔵地につい ては、 公 団 か ら昭 和 五十三年二

月 + 五. 日千 葉県 教 踏 査 育 \mathcal{O} 委 結 員 会に 果、 問 合 \mathcal{O} 所 わ せ が 確 あ り、 認 た。 同 教 育 委員会は同 年二月 か 5 五. 月 ま で の 三

口

に

わ

た

る

現

地

そ

在

を

L

 \mathcal{O} 三 公 寸 第 は、 項 当 \mathcal{O} 該 規 定 埋 蔵 に 文 ょ 化 り 財 文 包 化 蔵 庁 地 長 を 官 発 に 掘 そ L 0) ようとする場合に 旨 を 通 知 な け れ は ば な 文化 5 な 財 保 こととさ 護 法 第 五 れ + 七 7 条 な

り、 現 在、 同 教 育 委員 会を 経由 L て そ \mathcal{O} 通 知 を行 う 進 備 を進 め て いるところであ ると 聞 1

7 7 る。

5

御 指 摘 0 申 請 書 の添付書類においては、 変更を必要とする理由として、 法第五条第 項 \mathcal{O}

二 本 明 路 許 し、 幅 可 \mathcal{O} に 員 送 申 係 \mathcal{O} 油 請 る 現 導 公 に 況 管 係 寸 送 \mathcal{O} る 地 \mathcal{O} パ そ 経 下 れ 路 1 埋 プラ ぞ 以 設 外 れ 物 に 1 12 \mathcal{O} つ 適 状 **,** \ 当 経 況 て、 等 な 路 変更を行う旨記 ŧ か \mathcal{O} 必 う ら、 \mathcal{O} 要 5 は に 千 な パ 応 葉 1 1 じジ کے プ 市 判 ラ 内 遺載さ エ 断 イ \mathcal{O} ツ さ ン れ \vdash れ 部 \mathcal{O} Α る 設 に 1 た つ 置 及 \Diamond は 1 び て、 経 極 ジ 路 8 \mathcal{O} 沿 エ 7 変 ツ 線 木 } 更 難 \mathcal{O} В を 市 で を 行 街 あ 輸 う旨 ること 化 送 傾 で 向 並 きる び が に 判 道

6 り、 御 当 指 該 摘 工 \mathcal{O} 事 申 0) 請 第 書 \mathcal{O} 期 添 分 付 0) 書 完 類 成 に \mathcal{O} 記 予 載 定 3 期 れ 日 た エ は 昭 事 和 0 五 着 + 手 六 \mathcal{O} 年三 子 月 定 期 で 日 あ は 十三年 + 月で あ

三に 0 1 て

よう

ĺ

す

る

た

 \Diamond

油

導

管

内

 \mathcal{O}

圧

力

 \mathcal{O}

7

1

る

る

費

用

 \mathcal{O}

概

算

額

は

約

二億

円

で

あ

る。

ま

た、

御

質

問問

 \mathcal{O}

暫

定

パ

イプラ

1

ン

0)

設

置

に

要

L

た

費

用

 \mathcal{O}

1 葉 カン 臨 5 海 4 鉄 ま 道 で 株 御 式 会 質 社 問 に \mathcal{O} 対 貨 L 車 運 輸 (賃 送 とし に 関 て L 支 7 払 公 0 寸 7 が 1 日 る 本 費 玉 用 有 は 鉄 道、 な < 鹿 関 島 係 臨 市 海 鉄 町 道 12 対 株 L 式 会 支 社 出 を 及 要 び 京 す

る。 昭 和 五.

昭 和 五. 十二年 度 ま で \mathcal{O} 総 額 は 約 二 十 九 億 円 で あ る。

5 御 指 摘 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 添 付 書 類 に 記 載 さ れ た 所 要資 金 \mathcal{O} 額 は 約 千 六 百 七 + -億 円 で あ り、 調 達

方法は政府出資及び借入れである。

6 及び 8 公 団 が千 葉 港 頭 を起点とする新東京国際空港航空燃料給油 施設 の建設に · 要し た 昭 和

兀 十 八 年 度まで \mathcal{O} 総 経 費 は 約 百 $\overline{+}$ - 億円で あ り、 当 該 施 設 \mathcal{O} 維 持 管 理 に 要し た 昭 和 五. 十二年度

までの総経費は約三億円である。

7 ① 御 質 間 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 総 額 は 約 六 千 万 円 で あ る。

2 御 質 問 に 係 る 施 設 \mathcal{O} 撤 去 に 0 7 て は、 現 在 工 事 を 実 施 中で あ ると聞 7 て 1 る。

右答弁する。